

ひとり親世帯への

臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、経済的な影響を受けやすい児童扶養手当を受給しているひとり親世帯等の方に対し、臨時特別給付金の支給を行います。

家計が急変するなど、収入が減少し、児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっているひとり親世帯等も給付金の対象となります。ご不明な点がありましたらお問い合わせください。

【対象】基本給付Ⅱ次の①、③のいずれかに該当する方

▼追加給付Ⅱ基本給付の①または②に該当する方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した方

【支給額】基本給付Ⅱ1世帯当が支給される方
②公的年金等を受給しており、2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止される方

【支給手続き】基本給付の①に該当する方は申請不要です。それ以外の方は8月3日（月）～3年2月26日（金）に申請が必要です。児童扶養手当認定者には、7月下旬に給付金の案内の文書を送付します

詳しくは児童青少年課助成支援係 ☎470・7736へ。



市長

並木克巳

7月に入りました。緊急事態宣言が解除された後も、都内を含め全国で感染者が発生しており、まだまだ気を緩めてはならない状況です。

さて、夏を迎え、大変気温も高くなっています。熱中症への注意も重要な時期始めてください。

コロナ禍で迎える初めての大雨・台風シーズンです。市民の皆さまの安全をお守りすべく取り組む所存です。しかし、何とていっても皆さま自身が意識を持ち、備えをしていただくことが重要です。一人ひとりが感染症対策を行いながら、そのうえで複合的に発生する災害に対し備えていただき、また自ら身を守ることも大切です。

災害については防災防犯課 ☎470・7769、熱中症対策については健康課保健サービス係 ☎477・0022へご相談ください。



▶防災マップ・洪水ハザードマップ
QRコード

児童手当

乳幼児・義務教育就学児医療費助成制度
現況届の提出はお済みですか

6月分以降の手当を受給するためには、現況届の提出が必要です。

現在お手元にある乳幼児・義務教育就学児医療証の有効期間は9月30日（水）までです。2年1月1日に住民登録がある方には、有効期間が10月1日（木）からの医療証を9月下旬に送付します。

難病医療費助成について

◎難病医療費助成制度

国または都が指定した難病医療費助成の対象とする「指定難病」に該当する方の医療費の一部助成する制度です。患者の方の医療費負担の軽減を図るとともに、医療費助成を通じて病状や治療状況を把握し、治療研究を推進する目的を併せ持つ制度です。

【対象者】国が指定した333疾病（指定難病）または都が指定した8疾病に罹患している方で、次の①または②のいずれかに該当する方

①病状が、厚生労働大臣または知事が定める認定基準に該当する方

②前記①に該当しないが、医療費が3万3330円を超えた月が、申請月以前の12カ月以内に3カ月以上あった方

【申請方法】申請に必要な書類一式は障害福祉課にあります。難病指定医が作成した「臨床調査個人票（診断書）」と申請に必要な書類を揃えて、障害福祉課に提出してください

◎B型・C型肝炎医療費助成制度

B型・C型肝炎のインターフェロンフリー治療、B型肝炎の拡散アナログ製剤治療およびC型肝炎インターフェロンフリー治療にかかる医療費を助成する制度です。

【申請方法】申請に必要な書類一式は障害福祉課にあります。所定の診断書と必要書類を揃えて、障害福祉課に提出してください。

各必要書類が必要な方は、同課に問い合わせてください。

※臨床調査個人票は厚生労働省のホームページから、肝炎の診断書は東京都のホームページからも取得できます。

◎難病医療費助成・小児慢性医療費助成・B型肝炎肝炎拡散アナログ製剤治療医療費助成の有効期間の延長について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、厚生労働省において、更新申請のための診断書の取得などのみを目的とした受診を回避するために、有効期間の満了日を1年間延長するように省令を改正し、令和2年4月30日に公布・施行されました。このため、対象の方は、今回更新の手続きをする必要はありません。

現況届が提出されないと…

6月分以降の児童手当が受けられません

10月1日以降の医療証が交付されません



8月のお気軽に無料相談

相談内容・定員	相談員	予約開始日	相談日	時間	会場	問い合わせ先
法律相談 （各日 8 人）	弁護士	7 月 30 日（木）	5 日（水） 12 日（水）	午前 10 時から	市役所 2 階 相談室	各予約開始日 の午前 8 時半 から電話で 生活文化課 ☎470・7738
		8 月 13 日（木）	19 日（水） 26 日（水）			
不動産・相続・会社の 登記等相談（5 人）	司法書士	7 月 28 日（火）	5 日（水）	午後 1 時から		
表示登記・土地の 境界等相談（4 人）				午前 10 時から		
相続・遺言・成年後見 等手続き相談（5 人）	行政書士	8 月 6 日（木）	12 日（水）	午後 1 時から		
税務相談（5 人）	税理士	8 月 11 日（火）	19 日（水）			
人権・ 身の上相談（4 人）	人権擁護委員	8 月は実施しません				
不動産取引相談（5 人）	宅地建物取引士	7 月 30 日（木）	6 日（木）	午後 1 時から		
交通事故相談（5 人）	弁護士	8 月 20 日（木）	26 日（水）			
年金・労災・雇用・保険・ 人事管理等相談（4 人）	社会保険労務士					
女性の悩みごと相談 （各日 5 人）	女性 カウンセラー	7 月 22 日（水）	3 日（月）	午前 10 時～ 午後 4 時半	市役所 2 階 相談室	各予約開始日 の午前 9 時か ら電話で 男女平等推進 センター ☎472・0061
			4 日（火）			
		8 月 5 日（水）	21 日（金） 24 日（月） 31 日（月）	午前 10 時半～ 午後 4 時半		
女性弁護士による 法律相談（4 人）	女性弁護士	7 月 17 日（金）	7 日（金）	午前 9 時半～ 午後 0 時半		
経営相談	市商工会 経営指導員	前日までに	平日	午前 10 時～ 午後 4 時	東久留米市 商工会館	市商工会 ☎471・7577

相談内容	相談日	時間	会場	相談員	問い合わせ先
耐震相談	7日（金）	午後2時～5時	市役所1階屋内ひろば	東久留米建築設計協会会員	同協会事務局・桑原建築設計事務所 ☎476・1515
教育相談 ※電話相談も可。	火曜～土曜日	午前10時～午後5時（滝山のみ水曜日は6時まで）	中央相談室（成美教育文化会館内教育センター）	教育相談員	中央相談室 ☎473・3667
	月曜～金曜日		滝山相談室（西部地域センター内）		滝山相談室 ☎475・8909
母子・父子相談	開庁日	午前8時半～午後5時	児童青少年課（市役所2階）	母子・父子自立支援員	児童青少年課 ☎470・7736
身体障害者相談	8月は実施しません			身体障害者相談員	前月末までに障害福祉課 ☎470・7747、ファクス 475・8181
知的障害者相談	8月は実施しません			知的障害者相談員	同センター ☎477・2711
心身障害者（児）相談	平日	午前9時～午後5時	さいわい福祉センター	さいわい福祉センター支援員	同センター ☎477・2711
職業相談	開庁日		市役所2階ワークコーナー	ハローワーク三鷹職員	※直接会場へ。
住宅増改築相談	8月は実施しません			市住宅増改築等幹旋事業登録団体協議会	※直接会場へ。
消費者相談 ※電話相談	平日	午前10時～正午、午後1時～4時	生活文化課	消費生活相談員	市消費者センター ☎473・4505
行政相談	8月は実施しません			行政相談委員	生活文化課 ☎470・7738
妊婦訪問	希望する方は右記へ問い合わせください。			助産師・保健師	健康課保健サービス係 ☎477・0022
赤ちゃん訪問				相談支援員	福祉総務課 ☎470・7741
生活困窮者自立相談	開庁日	午前9時～午後4時	福祉総務課（市役所1階）	相談支援員	福祉総務課 ☎470・7741